平成２５年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市大物町２丁目９番３―101号
債務者　糸田川久美
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目13番３―501号、前住所兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目７番34号
債務者　山口　良子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５９号
兵庫県姫路市飯田476番地８
債務者　光宗まどか
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６０２号
兵庫県姫路市安富町安志1123番地１、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町三谷80番地３
債務者　赤木　綾香
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県姫路市御立東５丁目８番27号　メゾン・フランス101
債務者　高橋　豊博
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県姫路市勝原区宮田724番地１　セントラルメゾン１―Ｄ
債務者　上村建築こと　上村　成人
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７９号
兵庫県神崎郡神河町猪篠1623番地の２、従前の住所兵庫県神崎郡神河町中村100番地
債務者　谷浦和香子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８１号
兵庫県姫路市勝原区宮田287番地３　勝原住宅３棟101号
債務者　信宮　嘉尊
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県西脇市下戸田652番地の２　市営住宅900号
債務者　若松　拓也
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４６１号
奈良県桜井市大字上之庄380番地
債務者　森川　智美（旧姓森本・北久保）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２５号
奈良市南袋町６番地の２　コーポやすらぎ601号
債務者　堀部　眞成
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
奈良市左京３丁目23番地の22
債務者　川口　順一
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
奈良市左京３丁目23番地の22
債務者　川口美江子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６８３号
広島市西区三篠町３丁目12番18―704号　第２ベルビィ三篠
債務者　玉川　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４４号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目24番５―102号、申立時の住所広島市佐伯区利松３丁目27番７号
債務者　中本　曜子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４６号
広島市佐伯区利松２丁目11番22号　岡田アパートＢ―２、申立時の住所広島市佐伯区利松１丁目６番27号
債務者　中本　朋子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０２号
広島市西区己斐大迫３丁目26番７号
債務者　上元　節子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部